

## 随意契約の契約状況表

(財務部)

	契約担当課	件名	契約年月日	契約の相手方の所在地及び名称	契約金額(単位：円)	地方自治法施行令第167条の2第1項中の号	随意契約の理由
1	資産税課	固定資産税標準地及び田畠山林における基準地・標準地鑑定評価業務委託	令和7年11月28日	大分市中島西1丁目2番24号 (公財) 大分県不動産鑑定士協会	93,007,200	2号	本業務は、固定資産評価基準に基づき、標準宅地及び田畠山林の基準地・標準地(上・中・下)の適正な時価を求めるため、不動産鑑定士による鑑定評価を委託するものであり、令和9年度の評価替えに向けて、価格調査基準日となる令和8年1月1日時点の価格を、3月末までの短期間に大量の地点において鑑定評価を行い、併せて標準地鑑定価格の相互のバランス調整等を行わなければならぬ。これらの本業務を適切かつ確実に履行することが可能なのは、多数の不動産鑑定士を組織化し、県内の地価動向等に精通している公益財団法人大分県不動産鑑定士協会以外にないため。